

埼玉県NPO懇話会委員募集要領

このたび、「埼玉県NPO懇話会」委員の任期が終了しますので、NPO活動実践者の委員を公募します。

1 趣旨・所掌事務

(1) 趣旨

埼玉県では、日本一NPO活動がしやすい県づくりを推進し、NPO活動の活性化を図るとともに、NPOと行政との相互連携のあり方や本県が取り組むべき関連施策等について幅広く意見を聴くため、平成16年4月から「埼玉県NPO懇話会」を設置しています。

(2) 所掌事務

- ア NPO活動の促進方策に関すること
- イ NPOと行政との協働に関すること
- ウ NPO協働提案推進事業における審査に関すること等

2 応募資格

次のいずれの条件も満たすNPO活動実践者

- (1) 県内に事務所を置く特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体の役員又は運営に関わる者であり、NPOに係る見識を有すること。
- (2) 所属する団体からの推薦を受けた者であること。
- (3) 年7回程度、主に平日の昼の会議に出席できること。

これまでに連続して2期就任された方は、応募できません。（「附属機関等の管理に関する要綱」第6条）

3 募集人員

3人

4 応募方法

下記の書類を、郵送又は直接持参の方法で応募してください。

(1) 作文

下記の3つのテーマから1つ選び、そのテーマの課題、課題解決の方法、期待できる効果について1200字程度でまとめる。

テーマ

- ア 県民のNPO活動への参加促進について
- イ 行政によるNPO活動支援のあり方について
- ウ NPOと行政の協働の推進について

書式は自由ですが、選んだテーマを表題として明記してください。

- (2) 所属する団体の推薦書(別紙様式、法人印又は代表者印を押印した原本)

5 選考方法

第1次選考では、応募された作文の審査を実施します。第2次選考は第1次選考を通過された方について、面接による審査を実施します。

なお、選考結果については、応募された本人あてに通知しますが、選考されなかった場合、希望者には、順位・点数も併せて通知します。(ただし、第2次選考については順位のみです。)

6 選考基準

(1) 第1次選考(作文審査)

形式審査

- ア 選択したテーマに関する記載等について
- イ 字数(全体で1200時程度)について
- ウ 誤字、脱字、不適正な表現等について

内容審査

審査項目	着 眼 点
ア 問題意識	(1) 選択したテーマに沿って、現状から、課題を明確に設定しているか (2) (1)の課題に対して、有効な解決方法を提起しているか (3) (2)の解決方法によって、期待できる効果があるか 等
イ 説得力	・客観的な視点で問題を捉え、説得力のある意見を展開しているか
ウ 知識	・NPO懇話会の所掌事務に関して意見を述べるだけの十分な知識を有しているか
エ 表現力	・限られた範囲で、筋道を立て論理的にわかりやすく考え方を記述しているか

(2) 第2次選考(面接審査)

NPOに関する問題意識のほか、積極性、論理性、協調性等を総合的に審査します。

7 応募期限・スケジュール

(1) 募集期間

平成20年1月10日(木)から1月31日(木)まで(当日必着)

(2) スケジュール

第1次選考(作文審査)結果通知 2月中旬

第2次選考(面接審査) 2月18日(月)

面接の時間は1次選考通過者に対して、文書で通知します。なお、面接の交通費等の支給はありません。

第2次選考結果通知 2月下旬

8 任期等

(1) 任期(予定)

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

(2) 出席謝金(現在)

13,800円(1日につき)

(3) 懇話会の委員構成(現在)

学識経験者(1人)、NPO活動実践者(3人)、企業関係者(1人)、関係機関の職員(2人)、市町村職員(2人)及びNPO活動推進課長(計10人)

9 その他

- (1) 応募いただいた書類及び個人情報については、委員募集事務のみで使用します。
- (2) 埼玉県NPO活動促進助成運営委員会委員にも同時に応募することができます。
- (3) 任期中に、埼玉県が実施する「NPO協働提案推進事業」等へ所属するNPO法人等が応募する場合は、事前に申告いただきます。

9 応募先、問い合わせ先

埼玉県総務部NPO活動推進課 協働・基金担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-2839